

議案第 69 号

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例の一部改正について

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

令和 2 年 11 月 20 日公布、同年 11 月 25 日に施行された道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 329 号）により道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例（平成24年京丹後市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「用語の意義は、」の次に「道路法及び」を加える。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、京丹後市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成25年京丹後市条例第11号）に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



現行	改正案
<u>第44条</u> (略)	<p><u>する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)</u>は、京丹後市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例(平成25年京丹後市条例第11号)に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

「京丹後市道路法に基づく市道の構造の基準を定める条例」の一部改正イメージ図

①「自動運行補助施設」(第32条関係)

自動運行補助施設

- 自動運転車の運行を補助する施設（磁気マーカー等）を道路附属物に「自動運行補助施設」として位置づけ（民間事業者の場合は占有物件とする）

<自動運行補助施設のイメージ>



電磁誘導線

▲電磁誘導線による自車位置特定による運行の補助



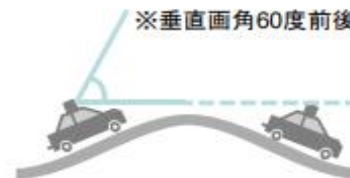
磁気マーカー

▲磁気マーカーによる自車位置特定による運行の補助



ドイツの例

▲位置情報表示施設による自己位置補正の補助



※垂直直角60度前後

▲車両センサーの届かない箇所における道路状況把握の補助



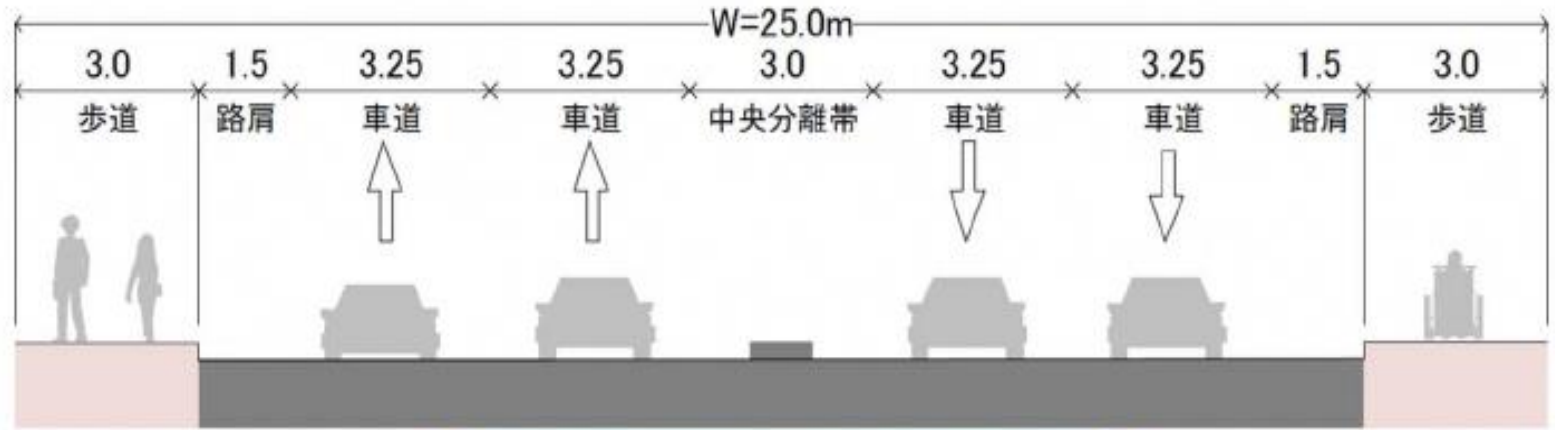
※水平直角120度前後

法面等

②「歩行者利便増進道路」(第44条関係)

【イメージ】

【再構築前】



【再構築後】



道路構造令上は「歩道(専ら歩行者の通行に供する道路の部分)」であり、「賑わいを目的とした空間」の位置づけがなかった

(出典：国土交通省の資料より)